

令和4年度原子力規制委員会行政事業レビューに係る公開プロセス（取りまとめ評価）

事業番号	015	事業名	原子力施設における地質構造等に係る調査・研究事業				
評価の集計							
廃止	-	事業全体の抜本的な改善	2	事業内容の一部改善	4	現状通り	-
取りまとめコメント							
<ul style="list-style-type: none"> ・アウトプット及びアウトカム指標の設定方法について、原子力施設の安全性向上、審査・規制基準等の改善にどのようにつながったか、審査にどのように活用されたかがより明確になるように見直すべき。 							
外部有識者のコメント							
<p>(アウトプット・アウトカム指標の見直し)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要な事業だとは感じているが、調査・研究の成果がどのように活用されているのかや、費用対効果が、私を含めた国民には理解しづらく、知見を拡充して活用した結果、どのような効果が得られたのかを、他の事業と合わせて評価する仕組みを取り入れていく必要があると感じた。【吉田先生】 ・p. 25 成果目標及び成果実績（アウトカム）の1つ目「断層破砕物質を用いた断層の活動性評価、活断層の認定及び変位・変形の成因の評価、活断層の活動履歴の評価に関する研究の成果を規制基準等の策定や見直しに用いる。」やp. 26の3つ目「研究を通じて蓄積した知見を個々の審査等に活用する。」の箇所について、目標値を目標最終年度で1とすることは、目標として適当ではなく、アウトプット・アウトカムとして他の目標を設定すべきと考えられる。【吉田先生】 ・成果指標について「個々の審査等に活用した件数」の各年度の実績を可能な範囲で明記すべきではないか。また、一つの安全研究を複数の施設の審査に活用した件数または有無といった安全研究の水平展開に関わる指標も設定することを検討すべきではないか【川澤先生】 ・地質構造に関する基礎研究は重要であると認識するものの、本事業は、その根拠としている法律の主旨である「原子力事業所に設置されるものに関する安全の確保を図るため」という目的に対して迂遠で研究自体が目的化している印象があり、実際に研究成果が原子力の安全規制に影響を及ぼした例は少なくそのインパクトも小さい。加えて、本事業の成果は原子力施設のみならず幅広い学術分野・公共政策に対して有益なものになるはずのものであり研究自体は存続させべきとは考えるが、原子力規制委員会から支出する合理性は希薄と考える。本事業を継続するとすれば、既存の原子力施設の安全性を高めることに直結する研究事業とすべきであり、それが明確にわかるようなアウトプットとアウトカム指標を設定すべきである。【永久先生】 ・この事業について理解できないのは、研究成果を論文誌、国際会議等で発表するのをアウトプットとしている点。学会で認められるよりも成果を活用して原子力施設の安全性が高まるほうが重要である。研究者の努力には敬意を表すが、事業の方向としては違う。アウトプット指標は事業成果を用いた審査・規制基準等の改善件数などであるべきで、アウトカム指標はそれを用いた審査の件数や審査において事業成果がどのように活用されたかにすべきである。アウトプットとアウトカムを設定し直すことは、紙の上での修正ではなく、規制庁としての事業推進の姿勢の変更である。【山田先生】 <p>(「国の研究開発評価に関する大綱的指針」との関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「国の研究開発評価に関する大綱的指針」の対象となるのか、否か。この質問は（ア）レビューシートの「主要政策・施策」では「科学技術・イノベーション」と記載されていること、（イ）原子力規制委員会設置法第14条第13項において「必要な調査及び研究を行うこと。」（「研究」とある）とされていること、（ウ）原子力規制における安全研究の基本方針において「科学的・技術的見地から、独立して意思決定を行う」「高度な科学的・技術的専門性が重要」であるとされていることおよび、（エ）ロジックモデルにおいて学術論文等の研究内容が「アウトプット」とされていることを踏まえてのものである。かりに「国の研究開発評価に関する大綱的指針」の対象となる場合には、規制庁としてこれを踏まえる必要が生じるとともに、規制庁において研究開発評価指針を定めた上で（あるいは環境省の研究開発指針に基づき）、研究開発評価を行う必要があるのではないだろうか。【南島先生】 <p>(研究課題・成果の位置付けの明確化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個々の研究課題や調査について、規制基準等の補強、審査実績との関連性を明確にして、外部に対しても、説明できるようにしておくことが望ましい。それにより、原子力規制庁と事業者との役割分担、原子力規制庁の研究事業とその成果との関連性を、より明確にすることができる。【飯島先生】 ・個々の研究課題の関連性については一定程度以上の説明がなされているが、研究課題の優先度や重要性などについては、十分にわからないところがある。例えば、毎年度の「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針」などに基づき、個々の研究課題の位置づけを示すことができるのではないかとと思われる。【飯島先生】 <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政事業レビューシートにおいて、単位あたりコストの算式を執行額／活動実績としているが、活動内容ごとに執行額を分けないと、単位あたりコスト等の水準の妥当性を正しく判断できないと考えられる。活動内容ごとに、執行額を分けただうえで、事業の効率性を判断する必要があると感じた。【吉田先生】 ・他機関との共同研究を実施する際は、委託研究でなく共同研究である必要性、共同研究の締結先選定理由などを明確にし、さらに他機関との共同研究に係わる「原子力の安全研究体制の充実・強化事業」との整合性も考慮すべきである。【飯島先生】 ・本事業とは別だが、「確率的リスク評価」に関する国民理解の向上事業が求められる。【山田先生】 							